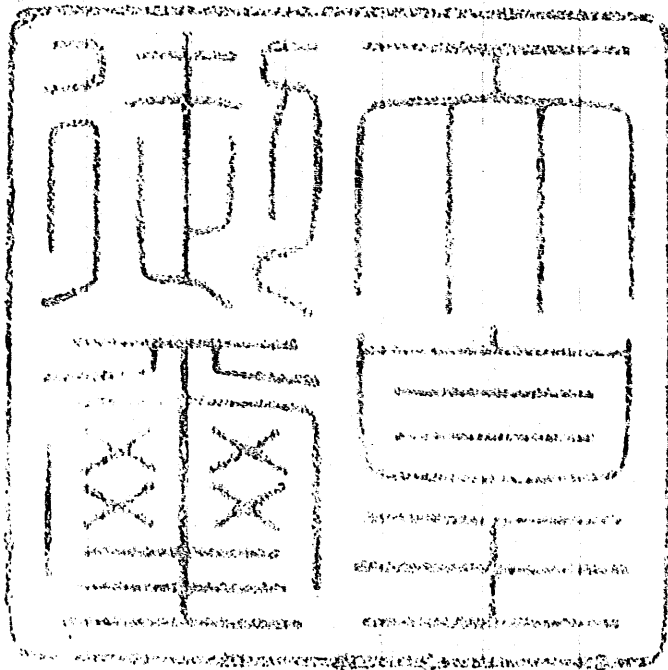


勅令第四百九十四号



朕關東州取引所令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
布セシム

土呂加仁



大正八年十二月十三日

月

内閣總理大臣 系 嘉

勅令第四百九十四號

關東州取引所令

第一條 關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル取引所ノ設立ハ關東長官ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 取引所ニ於テ賣買取引スル物件ノ種類ハ關東長官之ヲ定ム

第三條 同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限り設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ關東長官之

ヲ定ム

第四條 取引所ノ免許年限ハ十年トス
但シ出願ニ依リ関東長官ハ之ヲ更新
スルコトヲ得

第五條 株式會社組織ノ取引所ハ資本
金ノ十分ノ一ニ相當スル營業保證金
ヲ供託スヘシ
取引所ハ前項ノ供託ヲ為シタル後ニ
非サレハ取引所ノ業務ヲ行フコトヲ
得ス營業保證金ニ不足ヲ生シタル場

合ニ於テ関東長官ノ指定シタル期間
内ニ其ノ不足額ヲ供託セサルトキ亦
同シ

營業保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代
用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格
ハ関東長官之ヲ指定ス

第六條 取引所ハ會員組織又ハ株式會
社組織トス

第七條 取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ
會員又ハ取引人ニ限り賣買取引ヲ為

スコトヲ得

會員又ハ取引人ハ其ノ市場代理人ヲ以テスルニ非サレハ取引所ノ市場ニ於テ賣買取引ノ代理ヲ為サシムルコトヲ得ス

取引所ハ其ノ營業細則ニ市場代理人ニ關スル事項ヲ規定スヘシ

第八條 取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得
取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第九條 取引所ハ関東長官ノ認可ヲ受ケ其ノ營業部類ニ屬スル商品ノ倉庫ヲ設置シ及預證券質入證券又ハ倉荷證券ヲ發行スルコトヲ得
取引所ハ其ノ預證券質入證券又ハ倉荷證券ニ對シ前貸ヲ為スコト又ハ之ヲ買受クルコトヲ得ス

第十條 取引所ノ定款ハ関東長官ノ認可ヲ受クヘシ
第十一條 取引人タラムトスル者ハ関東長官ノ免許ヲ受クヘシ

第十二條 會員ノ資格除名及脱退並取引人ノ

資格免許失效及免許取消ニ関シテハ、關東長官
之ヲ定ム

第十三條 取引人ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算
ヲ以テスルトヲ問ハズ取引所ニ對シ其ノ賣買取引上
一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十四條 取引人ハ關東長官ノ定ム所ニ依リ免許料ヲ納ムヘシ

第十五條 會員又ハ取引人ハ身元保證金ヲ其取引所ニ納ムヘシ
身元保證金ノ金額ハ五千圓ヲ下ルコトヲ得ス

身元保證金ハ取引所ノ定ム所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得
關東長官必要ト認ムルトキハ前項ノ

有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ
變更セシムルコトヲ得

取引所身元保證金ヲ受取りタルトキ
ハ遲滞ナク之ヲ供託スヘシ

第十六條 取引所ハ其ノ秩序ヲ保持ス
ル為定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引
人ニ對シ其ノ營業ヲ停止シ、千圓以内
ノ過怠金ヲ之ニ課シ、關東長官ノ認可
ヲ受ケ之ヲ除名スルコトヲ得

第十七條 取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會

員若ハ取引人ト為ルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ取引人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十八條 取引人ハ廢業後ト雖其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス

取引人死亡シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許ヲ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ前項ノ規定ハ會員ノ死亡除名及脱退ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引人ノ行為ヲ為ス者ナキトキハ取引所ハ定疑ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行為ヲ為サシムルコトヲ得

第十九條 取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ二年内ノ

任期ヲ以テ之ヲ選舉シ關東長官ノ認
可ヲ受クヘシ

取引所ノ役員左ノ如シ

理事長 一人

理事 二人以上

監査役 若干人

第二十條 取引所ノ取引人トノ間ニ資
金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引人ノ
營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者
ハ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ

取引スル取引所ノ役員タルコトヲ得
ス

役員カ取引人タルノ免許ヲ受ケタル
トキハ其ノ職ヲ失フ理事長又ハ理事
カ他ノ取引所ノ理事長又ハ理事タル
ノ認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

關東長官ハ不正ノ手段ニ依リ役員タ
ルノ認可ヲ受ケタル者又ハ第一項ノ
規定ニ違反シテ役員タル者アルコト
ヲ發見シタルトキハ之ヲ解職スルコ

トヲ得

第二十一條 關東長官ハ役員ノ職務ヲ

行フ者ナキ場合ニ於テ必要ト認ムル

トキハ假ニ役員ヲ選任スルコトヲ得

第二十二條 取引所ノ賣買取引ハ現物

取引延取引及定期取引ノ三種トス

第二十三條 現物取引ハ其ノ契約成立

ノ日ヨリ起算シ二日以内ニ於テ延取引

ハ其ノ契約成立ノ日ヨリ起算シ三日

以上百五十日以内約定ノ日ニ於テ受渡

ヲ為スヘシ但シ株式國債地方債社債

其ノ他有價證券ノ延取引ハ其ノ契約

成立ノ日ヨリ起算シ一月内約定ノ日

ニ於テ受渡ヲ為スヘシ

受渡ヲ為スヘキ日カ休日ニ當ルトキ

ハ其ノ翌日ニ於テ受渡ヲ為スヘシ

第二十四條 定期取引ハ三月内ニ於テ

取引所ノ定メタル限月ニ依ルヘシ

株式國債地方債社債其ノ他有價證券

ノ定期取引ノ期間ハ一月内トス

第二十五條 現物取引、延取引及會員組織ノ取引所ノ定期取引ハ競賣買ノ方法ニ依ルコトヲ得ス

轉賣買戻ハ競賣買ノ方法ニ依ル定期取引ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第二十六條 取引人ハ委託ヲ受ケタル定期取引ニ付其ノ委託者ノ指圖ニ依ラスシテ轉賣又ハ買戻ヲ為スコトヲ得ス但シ營業細則ノ定ムル所ニ依リ提供スヘキ證據金又ハ受渡物件若ハ

受渡代金ヲ取引人ノ請求アルニ拘ラス委託者ニ於テ提供セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 前條ノ規定ニ違反シテ轉賣又ハ買戻ヲ為シタル取引人ニ對シテハ取引所ハ之ニ三月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第二十八條 定期取引ニ付證據金ヲ納ムシムル取引所ハ同一取引人ノ賣付ト買付トカ對立スルノ故ヲ以テ證據

金ノ減額又ハ免除ヲ為スコトヲ得ス
第二十九條 賣買取引ハ現物見本又ハ
銘柄ニ依リテ之ヲ為スヘシ
大豆高粱又ハ小麥ノ定期取引ニ限り
營業細則ノ定ムル所ニ依リ標準物ヲ
定メ格付受渡ノ方法ヲ用ヰルコトヲ
得
前項ノ標準物ハ之ニ依リテ為シタル
定期取引ノ受渡期日ヲ經過シタル後
六月間取引所之ヲ保管スヘシ

第三十條 株式會社組織ノ取引所ノ定
期取引ニ於ケル賣買取引ノ單位ハ營
業細則ノ定ムル所ニ依ル
現物取引延取引又ハ會員組織ノ取引
所ノ定期取引ニ於ケル賣買取引ニ付
單位ヲ定メハトスルトキハ關東長官
ノ認可ヲ受クヘシ
第三十一條 取引所ハ毎日一定ノ時ニ
於テ市場ヲ開クヘシ
開市及休業ニ關スル事項ハ營業細則

ニ之ヲ規定スヘシ

第三十二條 取引所ハ營業細則ノ定ムル所ニ依リ立會ノ停止又ハ會員若ハ取引人ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ為スコトヲ得

第三十三條 受渡ハ營業細則ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ為スヘシ
受渡場所ハ營業細則ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條 取引所ハ營業細則ヲ設ケ

賣買取引ノ方法ニ關スル細則ヲ規定スヘシ

營業細則ハ關東長官ノ認可ヲ受ケヘシ

關東長官必要ト認ムルトキハ營業細則ヲ變更セシムルコトヲ得

第三十五條 取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

第三十六條 取引所ハ賣買取引ノ責任

ヲ履行セサル者アルトキハ其、證據
金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用
ニ供スルコトヲ得

第三十七條 株式會社組織ノ取引所ハ
賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付
賠償ノ責ニ任スヘシ但シ現物取引又
ハ延取引ノ違約ヨリ生スル損害ノ賠
償ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ規定ヲ
設クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其、賠償

シタル金額及之ニ關スル諸費、追償
ヲ違約者ニ要求スルコトヲ得

第三十八條 取引所ハ関東長官ノ認可
ヲ受ケ賣買取引高ニ應ジ賣買雙方ヨ
リ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第三十九條 取引所ハ證據金及身元保
證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有
ス

第四十條 取引人ハ委託ヲ受ケタル取
引所ノ定期取引ニ付取引所ニ於テ其

ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ為サスレテ之
ヲ為シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ
以テ委託者ニ對シ其ノ決濟ヲ為スコ
トヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル取引人ニ對
シテハ取引所ハ之ニ三月以上ノ營業
停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第四十一條 取引所ハ關東長官ノ定ム
ル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ之ヲ公
示スヘシ

取引所ハ關東長官ノ定ムル所ニ依リ
各取引人ノ賣買高ヲ公示スヘシ

第四十二條 株式會社組織ノ取引所ニ
ハ賣買手数料ノ收入金額ニ對シ取引
所營業稅ヲ課ス

第四十三條 取引所ニ於ケル定期取引
ニハ其ノ賣買各約定高ニ對シ取引稅
ヲ課ス但シ轉賣買戻ニ付テハ此ノ限
ニ在ラス

賣買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免

除セス

第四十四條 取引所營業税及取引税ノ課率竝其ノ徵收ニ關シテハ關東長官之ヲ定ム

第四十五條 取引所ハ其ノ會員又ハ取引人ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス
會員又ハ取引人納期内ニ取引税ヲ納付セサルトキハ關東長官ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第四十六條 關東長官ハ取引所又ハ其ノ役員會員若ハ取引人ノ行為カ法令

ニ違反シタルトキ公益ヲ害ムト認ムルトキ又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ取引所又ハ其ノ役員會員若ハ取引人ニ對シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 取引所ノ解散

二 取引所ノ停止

三 取引所ノ一部ノ停止又ハ禁止

四 役員ノ解職又ハ停職
五 會員又ハ取引人ノ營業停止又ハ

除名

第四十七條 關東長官ハ必要ト認ルル
トキハ官吏吏員ヲシテ取引所又ハ其
ノ會員若ハ取引人ノ業務帳簿財產其
ノ他一切ノ物件ノ検査ヲ又ハ監督上
必要ナル處分ヲ為サレハルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員會員
又ハ取引人ハ物件ヲ提供シ質問ニ應

答スヘシ

第四十八條 關東長官ハ必要ト認ルル
トキハ取引所ノ定款ヲ改正セシメ又
ハ其ノ決議ノ取消若ハ其ノ處分ノ停
止禁止取消ヲ為スコトヲ得

第四十九條 取引所任意ノ解散ハ關東
長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條 關東長官ハ本令ニ定ムルモ
ノヲ除ク外取引所ニ關シ必要ナル
規定ヲ設クルコトヲ得

附則

本令施行、期日ハ關東長官之ヲ定ム
從前、規定ニ依リ設立シタル取引所ニ
シテ本令施行、際現ニ存スルモノニ付
テハ同一地區ニ於テ同種ノ物件ヲ賣買
取引スル取引所カ本令ニ依リ設立セラ
レ其ノ業務ヲ開始スル迄仍從前ノ規定
ニ依ル

本令ニ依ル取引所カ其ノ業務ヲ開始シ
タルトキハ從前ノ規定ニ依ル前項ノ取

引所ニ於テハ新ニ賣買取引ヲ為スコト
ヲ得ス但シ其ノ際受渡期限ノ到來セサ
ル定期取引ニ付テハ仍轉賣買戻ヲ為ス
コトヲ妨ケス

本令中取引税ニ關スル規定ハ從前ノ規
定ニ依ル取引所ニ於ケル賣買取引ニ之
ヲ適用ス